覚　　書

防衛施設庁施本施企第５２６号
建設省河政発第４９号
建設省道政発第３６号

昭和５２年６月１８日

防衛施設庁施設部施設企画課長　　三篠　俊郎

建設省河川局水政課長　　吉沢　奎介

建設省道路局路政課長　　山本　重三

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和５２年法律第４０号）に関する覚書（昭和５２年６月１８日付防衛施設庁次長、建設省河川局長、建設省道路局長覚書）の記１中「必要な措置」とは、下記の措置であることを了解する。

記

１　現在返還されていない基地に係るものについては、防衛施設庁において、直接用地取得を行うか、管理者（管理者となるべき者を含む。）が行う用地取得に対し、防衛施設庁が補助するものとする。

２　既に返還された基地（昭和４７年５月以降）に係るものについては、防衛施設庁において、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」による補助、土地の交換その他所要の措置を講ずること。